

水産政策審議会第37回漁港漁場整備分科会会議次第

日 時：平成28年11月1日（火）午後1時～3時
場 所：農林水産省 本館4階 第2特別会議室
（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 水産庁漁港漁場整備部長挨拶

3 議 事

（審議事項）

①新たな漁港漁場整備長期計画の構成等について

②漁港漁場整備基本方針の変更の視点について

（諮問事項）

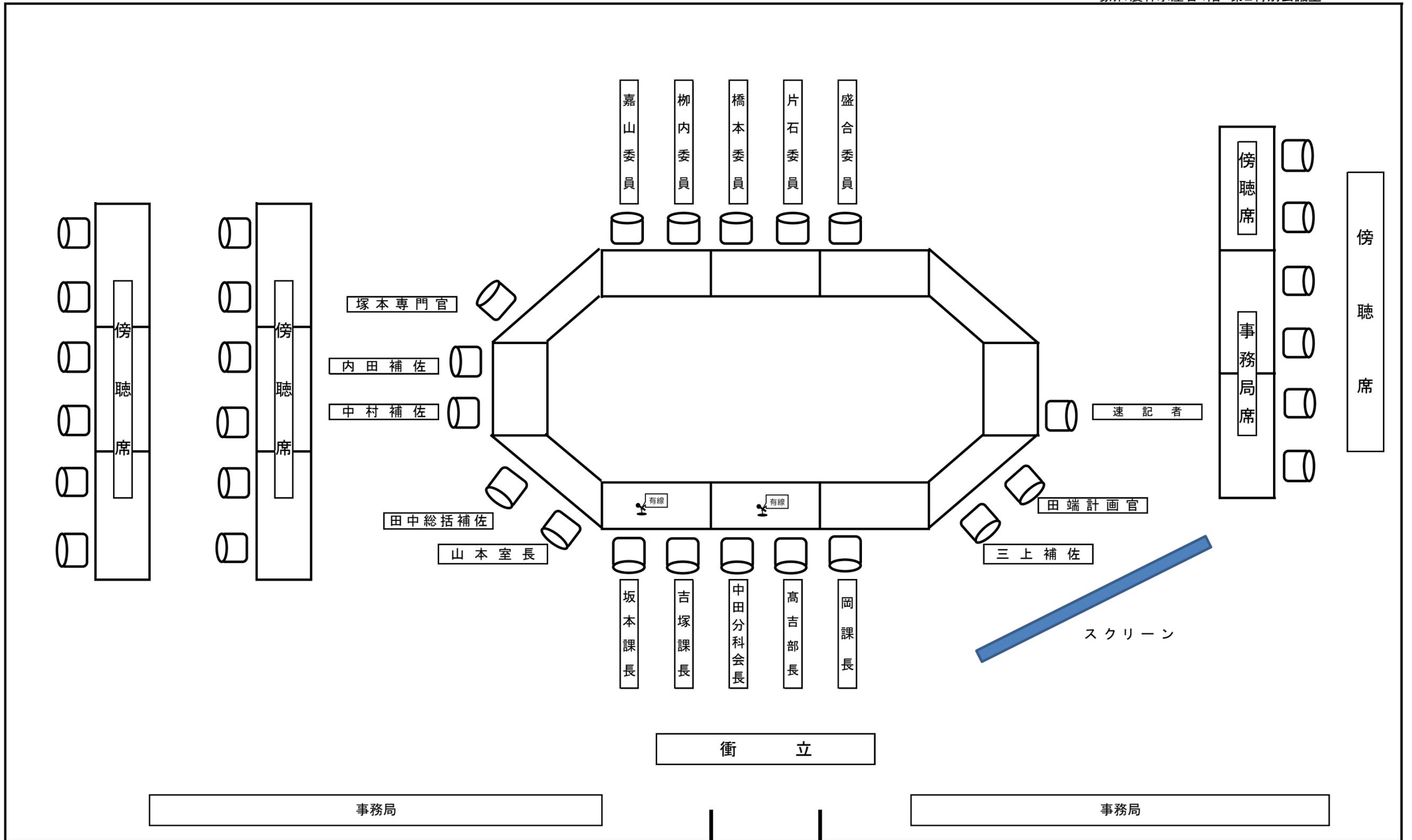
諮問第270号 漁港施設としてみなされる施設の指定について

（その他）

4 閉 会

水産政策審議会 第37回 漁港漁場整備分科会 座席表

日時:平成28年11月1日(火)13:00~
場所:農林水産省4階 第2特別会議室



出入口

受付

事務局

事務局

衝立

スクリーン

傍聴席

傍聴席

傍聴席

事務局席

傍聴席

塚本専門官

内田補佐

中村補佐

田中総括補佐

山本室長

速記者

田端計画官

三上補佐

嘉山委員

柳内委員

橋本委員

片石委員

盛合委員

坂本課長

吉塚課長

中田分科会長

高吉部長

岡課長

有線

有線

水産政策審議会第37回漁港漁場整備分科会 資料一覧

資料1 水産政策審議会漁港漁場整備分科会における論点スケジュール

資料2 第36回漁港漁場整備分科会での委員からの主な意見とその対応

資料3-1 新たな漁港漁場整備長期計画の構成案について

資料3-2 新たな漁港漁場整備長期計画の構成案(重点課題とその対応)
について

資料4 漁港漁場整備基本方針の変更の視点について
(参考資料あり)

資料5 漁港施設としてみなされる施設の指定について
(参考資料あり)

資料 1

水産政策審議会漁港漁場整備分科会における論点スケジュール

	漁港漁場整備長期計画				漁港漁場整備 基本方針
	重点課題	目標	施策	事業量	
第1回 (H28.7.22) (諮問)	諮問(水産業をとりまく環境、漁港漁場整備の課題と今後の方向性)				
第2回 (H28.11.1) (構成案)	◎ 重点課題(4本 柱でよいか)の 確認	○ 目標のキー ワード・分野な ど定性的に方 向性を議論	◎ 不足がないか 頭出し	—	○ 変更点の 頭出し
第3回 (H29.1予定) (骨子(案))		◎ 指標設定の 具体を議論	○ 具体の内容を 議論	○ 定性的に方向 性を議論	◎ 変更点の具体 について議論 (技術開発戦略、 性能設計など)
第4回 (H29.2予定) (原案)		◎ 数値入りの 確認	○ 具体の内容を 確認	◎ 数値入りの 確認	○ 変更内容の 具体の確認
第5回 (H29.3予定) (答申)	答申				

第 3 6 回漁港漁場整備分科会での委員からの主な意見とその対応

水産政策審議会第36回漁港漁場整備分科会での委員からの主な意見とその対応

No.	分野	委員	意見	対応
1	総論	中田分科会長	現行長期計画の3つの重点課題について、しっかりと総括し、次期長期計画に反映させてほしい。	新たな長期計画の重点課題の設定にあたって、現行長期計画を見直すポイントを整理。
2		橋本委員	現行計画の進捗については確実にフォローの上、次期長期計画につないでいくことが重要。	現行長期計画の成果目標の今後の推移の予測も踏まえ、次期長期計画の成果目標、事業量の検討を進めていく。
3		片石委員	漁業地域の活性化は、5年間ではなくもっと長期的な視点が必要。	新たな長期計画の成果目標の設定期間を、5年間にとらわれず、長期的な視点での検討を進める。
4	競争力強化	嘉山委員	水産物の輸出の関連からいえば、一つのコンテナにまとめられるなど、ロットの確保が必須であるので、特定第3種漁港などの大きな漁港については、更なる陸揚げや集出荷機能の集約を進めることが必要。	輸出促進に資する施策の中で検討を進める。
5		柳内委員	まき網船は、安全性や居住性、漁業活動の効率性の観点から、減船と同時に大型化の一途をたどっている。他方で、漁港整備については、岸壁の増深が漁船の大型化のスピードに追いついていない。今後、流通との一体整備にととまらず、漁船の大型化との一体整備が必要。	競争力強化等に資する施策の中で検討を進める。
6		川崎委員	北海道の道東では、機能の集約された都市型の大規模漁港の整備が進む一方で、漁村が寂れてしまっている。単に、集約化するのではなく、各浜で陸揚げし、陸送する形態など、地域の実態に則した漁港整備が重要ではないか。	競争力強化等に資する施策の中で検討を進める。
7	生産力向上	中田分科会長	海域の生産力の向上については、単なる短期的な対策に留まらず豊かな生態系の創出など中期的な視点で検討を加えてもらいたい。	新たな長期計画の重点課題の設定にあたって、豊かな生態系の創造を位置づけ。
8		嘉山委員	海域の生産力の向上については、水産生物の生活史だけでなく、環境変動等を加味し、資源変動を予測できるよう、研究を進めてもらいたい。	別途研究が進んでいる環境変動等を加味した資源変動予想を踏まえつつ、今後の漁場整備のあり方について、検討を進める。
9	漁村活性化	橋本委員	漁港漁場整備法の目的に、豊かな漁村というキーワードが出てくる。漁港・漁場の整備に留まらず、そこで暮らす人々の生活が向上する視点も含めて検討をしてもらいたい。	漁村の活性化に資する施策を重点課題に位置付けた上で、漁村の活性化に資する施策の中で検討を進める。
10		片石委員	漁業地域内で産業を立ち上げ、新たな雇用の創出を目指すとともに、地元での消費増大や観光客への物販など流通・販売も、重要な視点。	漁村の活性化に資する施策の中で検討を進める。
11	強靱化	柳内委員	東日本大震災による復興に当たって、防潮堤整備等の防災対策と親水との両立が難しい課題。住民がどのような防災対策を求めているのか、漁業者や地域住民としっかり話し合う場を設けることが重要。	地震・津波対策では「複数の対策案を提示した上で、住民合意を図ること」を基本的な考え方として既に通知しており、今後もこの考え方に基づいて防災対策を進める。

新たな漁港漁場整備長期計画の 構成案について

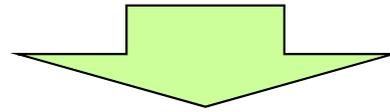
平成28年11月

水産庁

新たな漁港漁場整備長期計画の策定の必要性

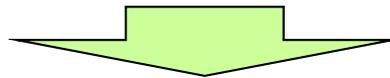
長期計画の意義

- 漁港漁場整備には、多大な投資と期間が必要であり、長期的な視野に立って計画的に推進することが必要。
- 一定期間内に達成すべき実施の目標と事業量を国民に提示することにより、効率性・透明性・客観性を確保。



長期計画を見直す必要性

- 現漁港漁場整備長期計画（H24～28）は、東日本大震災を経験として、地震・津波対策等の災害に強く安全な地域づくりや、水産物の衛生管理対策の強化等による力強い産地づくり等を主要課題として策定。
- その後、世界的な水産物需要の増加やTPP協定への署名などの国際情勢、地球温暖化に伴う気候変動、自然災害の激甚化、本格的な人口減少社会の到来など水産業を取り巻く環境が大きく変化。



このことを踏まえ、

- 次期長期計画において、期間中に求められる重点課題を再整理。
- 事業を効果的に推進する観点から、重点課題に沿って実施の目標及び事業量を定め、長期的な視点に立って、戦略的に事業を推進。

新たな漁港漁場整備長期計画の構成（案）について

1. 基本的考え方

- ①世界的な水産物需要の増加やTPP協定への署名などの国際情勢、地球温暖化に伴う気候変動、自然災害の激甚化、本格的な人口減少社会の到来などに的確に対応するため、重点的に取り組む課題を明確化
- ②水産基本計画との密接な連携のもと、輸出促進や国土強靱化、まち・ひと・しごとの創生など新たな政府課題への対応と歩調をあわせ、漁港漁場整備を着実に推進
- ③課題解決に向けた施策の効率性、実効性の確保

2. 実施の目標及び事業量

(1) 実施の目標

① 水産業の競争力強化と輸出促進

- ・更なる品質や付加価値の向上、生産の効率化やコスト縮減、産地の価格形成能力の向上に資する漁港の生産・流通機能を強化【競争力強化】
- ・輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保【輸出促進】

② 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

- ・豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境の整備を展開【海域の生産力向上】
- ・漁場環境の変化に対応した順応的な漁場整備を推進【漁場環境変化への対応】

③ 大規模自然災害に備えた対応力強化

- ・ 東日本大震災被災地の復旧・復興対策の総仕上げ【東日本大震災からの復旧・復興】
- ・ 災害時の人命財産の防護と救援活動、物資輸送等の拠点整備の推進【防災・減災】
- ・ 被災後の地域水産業早期再開のための拠点整備の推進【防災・減災】

④ 漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出

- ・ 漁業所得の向上を通じた地域水産業の活性化【漁村活性化】
- ・ 滞在型漁村の確立・形成や国内外への漁村の魅力の発信を通じ、都市住民や外国人観光客等の漁村への訪問を推進【漁村活性化】
- ・ 女性・高齢者を含む漁村における水産業従事者にとって、住みやすく働きやすい漁村づくりの推進【生活・就労環境改善】
- ・ 漁業活動に必要な水産基盤施設の長寿命化対策による計画的な漁港機能の維持・保全【長寿命化対策】

(2) 事業量

水産基盤整備事業の事業量については、成果目標を設定し、目標を達成するために必要な今後5年間の事業量を検討

3. 留意事項

事業の効率的かつ効果的な実施のため、施策連携の強化や国と地方の役割に応じた取組の推進などの留意点

新たな漁港漁場整備長期計画の 構成案(重点課題とその対応)について

平成28年11月
水産庁

情勢変化を踏まえた新たな展開のポイント

現行計画の重点課題

水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

・流通拠点の衛生管理対策

・漁港施設の長寿命化対策

・漁村の生活環境の改善

災害に強く安全な地域づくりの推進

・東日本大震災被災地の漁港漁村の復旧・復興

・東日本大震災を踏まえた安全な地域づくり

豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

・水産生物の生活史に配慮した良好な生息環境空間の創出

情勢変化等を踏まえた新たな展開のポイント

■全国的に厳しい漁業経営状況の改善や輸入水産物に対する我が国水産物の競争力を強化するため、生産・流通機能の強化を更に推進

■世界的な水産物需要の増加やTPP協定への署名などの国際情勢に対応するため、輸出促進対策を強化

■増大する老朽化施設の機能保全計画策定から対策の実行段階へ

■「経済財政運営と改革の基本方針2016」を踏まえ、社会資本全体において既存施設を最大限活用しストック効果を最大化させる施策を強化

■働きやすく住みやすい漁村の形成を目指し、生活環境・就労環境対策を実施

■観光先進国を目指す「明日の日本を支える観光ビジョン」(2016.3)等を踏まえ、漁村における交流促進対策を強化

■復旧・復興の新たな展開（総仕上げ）

■漁港施設の耐震・耐津波機能診断から対策の実効段階へ
■施設整備に加え、ソフト施策との連携強化

■気候変動に伴い激甚化する台風や低気圧対策を強化

■我が国周辺資源の半分が低位水準の状況の中、引き続き、生活史に配慮した水産環境整備を推進するとともに、悪化する沿岸環境に対し、広域的な藻場・干潟回復対策を強化

■海水温上昇など気候変動による漁場環境変化への対策を強化

次期長期計画の重点課題（案）

水産物の競争力強化と輸出促進

漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出

大規模自然災害に備えた対応力強化

豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

(参考) 新たな漁港漁場整備長期計画の検討の視点 (前回提出)

現行漁港漁場長期計画における重点課題

水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

災害に強く安全な地域づくりの推進

豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

次期水産基本計画の検討

加工・流通・消費を通じた付加価値向上と輸出の促進

東日本大震災からの復興

資源管理の充実・強化

沖合・遠洋漁業、沿岸漁業の将来方向

担い手の明確化と施策の重点化

漁村の活性化
(浜の活力再生プラン)

新たな政府課題への対応

(日本再興戦略)
2020年の農林水産物・食品の輸出額を1兆円目標を前倒しで達成

(農林水産業・地域の活力創造プラン)
2020年までに国産水産物の輸出を3,500億円へ倍増

(国土強靱化基本計画)
「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築

(経済財政運営と改革の基本方針2016)
(公的ストックの適正化)
本年度中に「公共施設等総合管理計画」が策定され、その中で集約化・複合化等が着実に進められることが必要

(インフラ長寿命化基本計画)
2020年までに対象施設の健全性を確保

(まち・ひと・しごと創生総合戦略)
漁村の有する大きな潜在力を最大限に引き出し、競争力の高い産業へ転換

主な検討の視点

水産物の競争力強化
と輸出促進

海域の生産力
向上対策

漁港・漁村の
強靱化対策

漁業地域の
活性化対策

(次期)『漁港漁場整備長期計画』(平成29年3月(目途)閣議決定)(予定)

水産物の競争力強化と輸出促進 ① (競争力強化)

政策課題

- ◇ 全国的に厳しい漁業経営状況の改善や輸入水産物に対する我が国水産物の競争力強化を図るため、国内水産物の力強く安定的な生産体制を確保する必要。

事業実施の目標

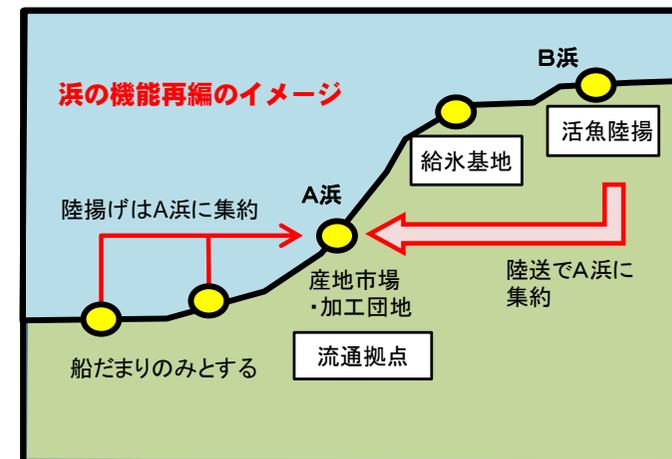
- ◇ 更なる品質や付加価値の向上、生産の効率化やコスト縮減、産地の価格形成能力の向上に資する、漁港の生産・流通機能の強化

【目標例】 流通の拠点漁港において水産物の取扱を増加 など

具体の施策

- ◇ 生産・流通機能の再編・集約・強化（広域浜プランとの連携）
 - ・ 産地市場、荷さばき所、給油、給氷施設等の再編・集約による地域全体での漁港機能の強化
 - ・ 流通拠点漁港における漁船の大型化への対応（大水深岸壁整備）
 - ・ 養殖等の生産拠点漁港の整備
- ◇ 流通拠点漁港における高度衛生管理体制の構築
 - ・ 岸壁や荷さばき所等の一体的整備

■ 広域浜プランによる浜の機能再編



■ 大型漁船による陸揚状況（枕崎漁港（鹿児島県））



水産物の競争力強化と輸出促進 ② (輸出促進)

政策課題

- ◇ 世界的に水産物需要が増加する中、TPP協定が署名（2016年2月）され、日本の水産物を世界に売り込む大きなチャンス。2019年までに国産水産物輸出額を3,500億円に倍増させるとの政府目標達成に向け、輸出環境の整備が急務。

事業実施の目標

- ◇ 漁港の生産・流通機能の強化を図るとともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制を確保

【目標例】 流通や輸出の拠点漁港において輸出を拡大
 (例えば、輸出量や輸出先国、輸出品目の増加)
 など

具体の施策

- ◇ 流通や輸出の拠点漁港における高度衛生管理体制の構築
 - ・ 岸壁や荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の一体的整備
 - ・ 民間加工場施設の改修との連携
 - ・ HACCP取得のための技術支援等ソフト対策との連携
- ◇ 海外ニーズにマッチした水産物の増産
 - ・ 輸出ポテンシャルの高い魚種の増産

■ 衛生管理対策の取組状況



■ 輸出ポテンシャルの高い魚種の増産



豊かな生態系の創造と海域の生産力向上 ① (海域の生産力向上)

政策課題

- ◇ 漁業生産量はピーク時の半分以下まで減少し、我が国周辺の水産資源の半分の資源水準が低位水準の状況の中、水産資源の回復・増大を図るため、藻場・干潟の衰退など悪化する沿岸環境の改善とともに、沖合の生産力向上が必要。

事業実施の目標

- ◇ 豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境の整備を展開

【目標例】水産物を増産 など

具体の施策

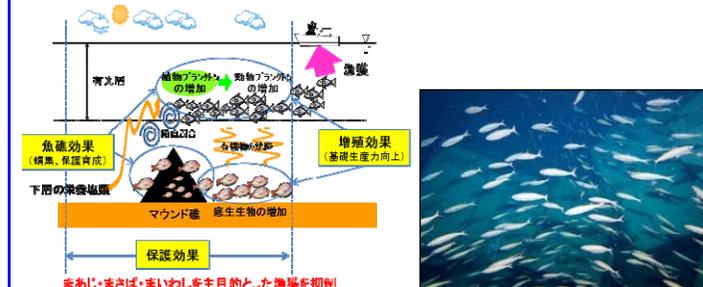
- ◇ 水産生物の生活史に配慮した広域的な（沿岸・沖合の複合的）な水産環境整備の全国展開
- ◇ 効果的な沿岸環境の改善対策
 - ・ 広域的な藻場・干潟の衰退要因の把握（ICT等の活用等）
 - ・ ハード・ソフト一体となった広域的な藻場・干潟の回復対策の実施
 - ・ 磯焼け対策やサンゴ増殖に関する技術開発、漁場管理へのICTの活用
 - ・ 既存施設の機能発揮状況の診断と機能回復対策
- ◇ フロンティア漁場整備による沖合漁場開発
 - ・ 新たに保護・増殖を必要とする対象魚種にかかる漁場造成の検討
 - ・ 直轄事業と補助事業の広域的な連携

■ 広域的な藻場・干潟の回復対策の実施



藻場・干潟ビジョンに基づく
漁場整備のイメージ

■ 沖合漁場の開発（マウンド礁）



マウンド礁による海域
の生産力向上効果

マウンド礁に蛸集
するマアジ等

豊かな生態系の創造と海域の生産力向上 ② (漁場環境変化への対応)

政策課題

- ◇ 海水温上昇に起因する藻場やサンゴ礁の衰退、漁場形成の変化など、気候変動に起因する漁場環境の変化に適切に対応するため、良好な水産環境の維持・増進と漁場の移動等に対する備えが必要。

事業実施の目標

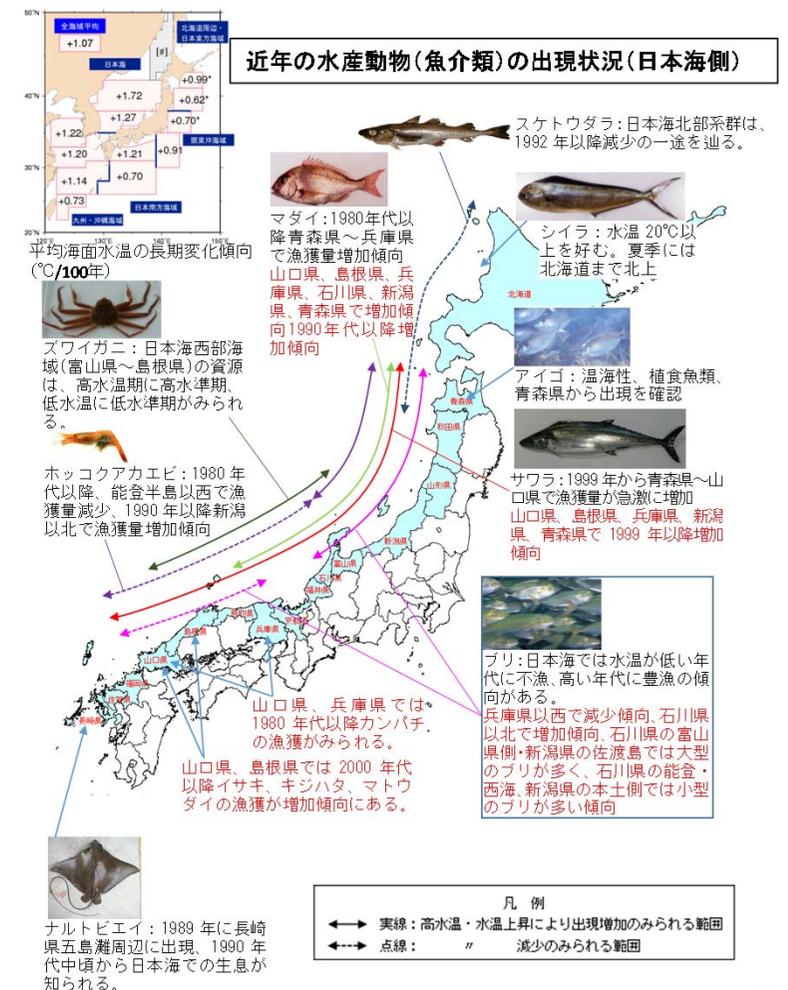
- ◇ 漁場環境の変化に対応した順応的な漁場整備を推進

【目標例】 水産物を増産
漁場整備の対応種を増加 など

具体の施策

- ◇ 海水温の上昇等に伴う漁場環境の変化把握
 - ・ 藻場の分布や構成種の変化などの把握
 - ・ 漁場形成の変化の把握
 - ・ 効率的な漁場環境モニタリング技術の開発
- ◇ 漁場環境の変化に対応した新たな漁場整備
 - ・ 漁場環境のモニタリングに基づく新たな環境に対応した漁場整備
 - ・ 海水温上昇に起因する磯焼けやサンゴ礁衰退など漁場環境の変化に対応する漁場整備の技術開発

■ 海水温上昇による漁場環境の変化による影響



黒文字:水産総合研究センター(2014)「地球温暖化に関する研究情報」より
赤文字:定置網の漁獲データの整理結果より

大規模自然災害に備えた対応力強化 ①（東日本大震災からの復旧・復興）

政策課題

- ◇ 東日本大震災による被災地の復旧・復興対策を、復興・創生期間（H28～H32）に着実に完了させるため、対策の加速が必要。

事業実施の目標

- ◇ 復旧・復興の総仕上げ
 - ・平成30年度末までに、防波堤等を含め全ての漁港施設の復旧を完了
 - ・復旧とあわせ拠点漁港の市場機能等の強化を実現
 - ・住まいの場、生業の場の復興を着実に進捗

【目標例】 漁港機能の復旧・復興を完了 など

具体の施策

- ◇ 復旧・復興事業の着実な実施
 - ・全国的な拠点漁港において高度衛生管理型の荷さばき所を整備
 - ・漁業集落において、地盤の嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、住まいの場を復興（高台移転、現地嵩上げ）
 - ・移転元地の水産関係施設用地の再整備
- ◇ 新たな課題への対応
 - ・地盤隆起対策
 - ・対策の遅れている老朽化対策や地震津波強化対策へのシフト

■ 漁港の復旧・復興状況 （宮城県石巻漁港（H27.9供用開始））



■ 漁村の復興



大規模自然災害に備えた対応力強化 ② (防災・減災)

政策課題

- ◇ 南海トラフ地震等切迫する大規模地震・津波や台風・低気圧災害の激甚化等に対応するため、漁業地域の安全対策及び地域水産業の早期回復のための対策が急務。

事業実施の目標

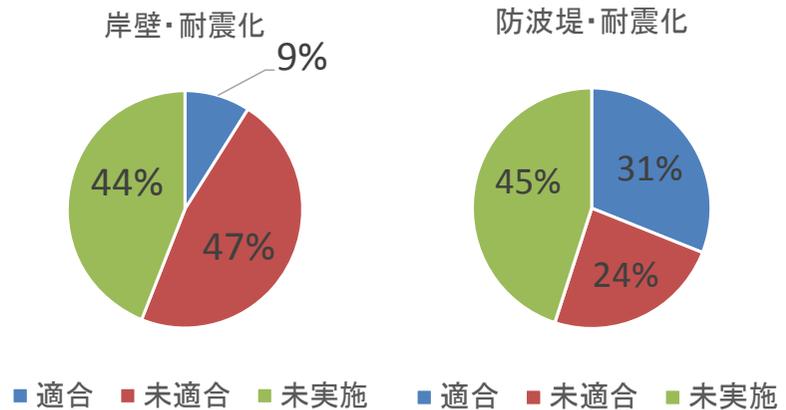
- ◇ 災害時の人命財産の防護と救援活動、物資輸送等の拠点整備の推進
- ◇ 被災後の地域水産業早期再開のための拠点整備の推進

【目標例】 災害に対して安全が確保された地域を拡大
被災時においても国民への水産物供給体制を維持 など

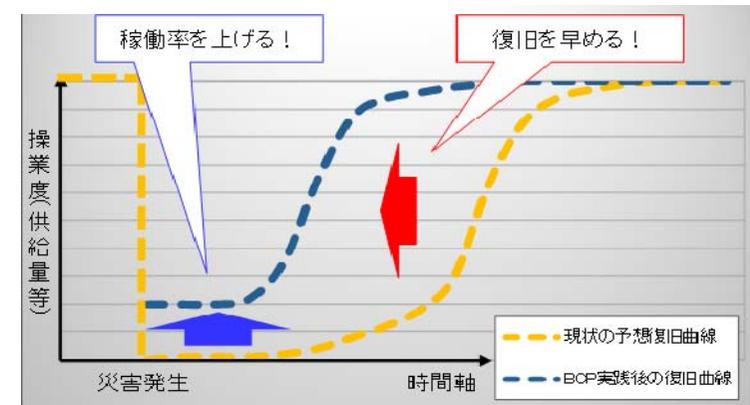
具体の施策

- ◇ 流通拠点及び防災拠点漁港の耐震・耐津波対策
 - ・ 主要施設の耐震・耐津波機能診断と対策工事の実施
 - ・ 多重防護による地域全体の効果的な防護対策の検討
- ◇ 海象条件の変化に対応した漁港機能の確保
 - ・ 定期的な設計条件（潮位、波浪）の点検
 - ・ 激甚化する台風等に対する耐波性の向上や静穏域の確保
- ◇ 避難対策の強化
 - ・ 想定される津波到達時間内に安全な場所まで移動できる避難地や避難路及びハザードマップ等の整備
- ◇ 業務継続計画（BCP）の導入、防災協定の締結

■流通拠点漁港（150港）における機能診断の実施状況（H28.8水産庁調査）



■ソフト対策の取組（業務継続計画）



業務継続計画体制構築による効果

漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出 ① (漁村活性化)

政策課題

- ◇ 漁村においては、全国平均を上回る早さで人口減少と高齢化が進行し漁村の活力が低下。漁村の賑わいの創出を図るため、漁業所得の向上に向けた取組を実施する浜の活力再生プランの推進とあわせ、魅力的な地域資源や再生可能エネルギー、既存ストックをフルに活用し、都市漁村の交流や水産業の6次産業化などを推進する必要。

事業実施の目標

- ◇ 漁業所得の向上を通じた地域水産業の活性化
- ◇ 滞在型漁村の確立・形成や国内外への漁村の魅力の発信を通じ、都市住民や外国人観光客等の漁村への訪問を促進

【目標例】 漁村交流人口を増加 など

具体の施策

- ◇ 浜の活力再生プランの策定・実行
- ◇ 直販所、漁業体験施設等の整備
- ◇ 漁村における観光メニューの充実、漁村の魅力の効果的な発信
- ◇ 漁港既存ストックの6次産業化、海洋性レクリエーション等への有効活用
- ◇ 再生可能エネルギーの有効活用

■直販所



魚の駅「生地」
(富山県黒部市)

■民泊施設



「木岐やすらぎ」
(徳島県美波町)

■漁港内に係留する プレジャーボート



垂水漁港
(兵庫県)

■漁港内に設置された 風力発電施設



名立漁港
(新潟県)

漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出 ② (生活・就労環境改善)

政策課題

- ◇ 水産業の不振や生活環境整備の立ち後れなどにより、人口減少や高齢化が進行し、地域の担い手不足が深刻。このため、生活環境の改善を進めるとともに、漁労作業の安全性の向上や軽労化を図る必要。

事業実施の目標

- ◇ 女性・高齢者を含む漁村における水産業従事者にとって、住みやすく働きやすい漁村づくりの推進

【目標例】 漁業集落排水処理に対応した地域を拡大
漁港におけるバリアフリー率（浮棧橋整備率など）
を向上 など

具体の施策

- ◇ 集落排水整備等による漁村の衛生環境の改善や集落道の拡幅
- ◇ 漁労環境の改善のための防風・防暑・防雪施設の整備や潮汐差が大きい漁港における浮棧橋の整備
- ◇ 漁港既存ストックの有効活用
(静穏水域の増養殖場への活用)

■ 漁労環境改善



屋根付き岸壁の整備



浮棧橋の整備

■ 漁港機能の集約化と有効活用事例 (元和漁港、乙部漁港)



静穏水域のスペースを
ナマコの増養殖場として有効活用

漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出 ③ (長寿命化対策)

政策課題

- ◇ 今後、多くの漁港施設等が更新時期を迎え、そのための費用の増大が懸念される中、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るため、長期的な視野による予防保全対策を盛り込んだ計画的な維持管理・更新が必要。

事業実施の目標

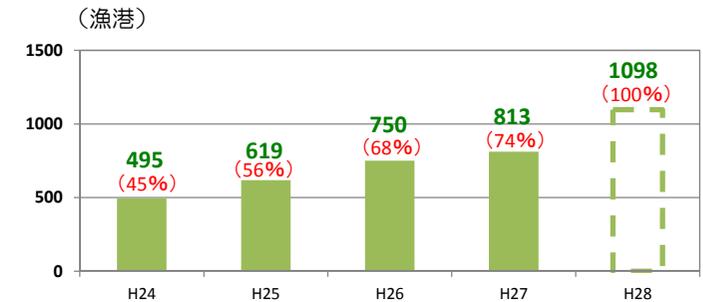
- ◇ 漁業活動に必要な水産基盤施設の長寿命化対策による計画的な漁港機能の維持・保全
 - ・ 計画的な機能更新によるライフサイクルコストの縮減
 - ・ 緊急的に老朽化対策の必要な施設への着実な対応

【目標例】 緊急性の高い漁港施設の老朽化対策を早急に実施 など

具体の施策

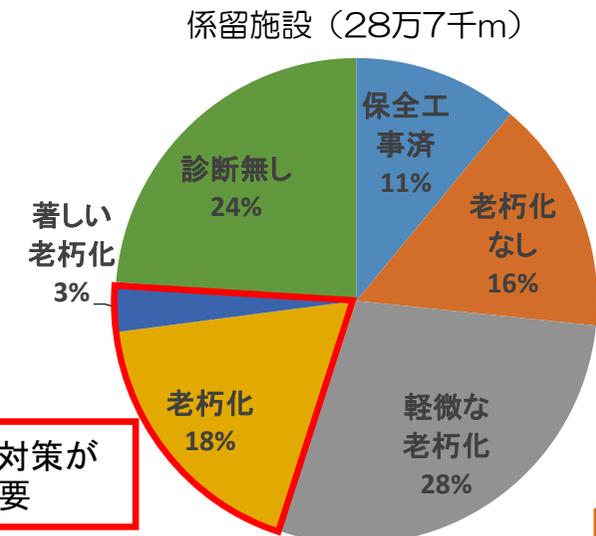
- ◇ 機能保全計画の実施
 - ・ 機能保全計画に基づく工事の実施とコスト縮減
 - ・ 老朽化の診断及び工事に関する技術の蓄積
 - ・ 施設情報の電子化等による効率的な管理技術の導入

個別施設計画の施設状況



※平成33年までに耐用年数(50年)を経過する係留施設を有する一定規模の漁港: 1,098漁港(現漁港漁場整備長期計画における対象漁港)

流通拠点漁港における漁港施設の老朽化状況



漁港漁場整備基本方針の 変更の視点について

水産庁

漁港漁場整備基本方針の主な変更のポイント

I 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

【変更のポイント】

- ・水産業の情勢の変化等を踏まえた漁港漁場整備の推進に関する重点施策を見直し
(新たな長期計画における重点課題への反映)

- ①水産物の競争力強化と輸出促進
- ②豊かな生態系の創造と海域の生産力向上
- ③大規模自然災害等に備えた対応力強化
- ④漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出

II 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

【変更のポイント】

- ・品確法改正に伴う一連の入札・契約制度の変更(予定価格の適正な設定等)を踏まえた見直し
- ・技術の開発に関する解決すべき課題や具体的な技術開発目標を定める観点等を追加

III 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

【変更のポイント】

- ・「仕様規定型」から「性能規定型」の設計体系への移行を踏まえた見直し

IV 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

V その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

【変更のポイント】

- ・I-④を踏まえ、交流促進策の強化に伴う内容の充実

漁港漁場整備基本方針の主な変更のポイント

現行の基本方針の骨子

序文

- ・漁港漁場整備が水産業の振興に果たす役割を述べ当該基本方針の位置づけについて規定。

I. 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

①災害に強く安全な地域づくりの推進

- ・被災地における漁港・漁村の復旧・復興
- ・全国の漁港の防災・減災対策の推進
- ・安全な漁村の形成

②水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

- ・流通拠点となる漁港の機能の強化
- ・生産コスト縮減に向けた地域の中核的な漁港の機能の強化
- ・既存ストックの機能保全によるライフサイクルコストの縮減
- ・漁村における環境の改善
- ・水産業を核とした意欲のある取組の推進

③豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

- ・栽培漁業や資源管理施策との連携の強化
- ・藻場・干潟の保全・創造

主な変更のポイント

情勢変化を踏まえて修正

- ・漁業の情勢変化を踏まえた政策課題の明確化
- ・課題解決に向けた対策の具体化

①水産物の競争力強化と輸出促進

②豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

③大規模自然災害等に備えた対応力強化

④漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出

現行の基本方針の骨子

Ⅱ. 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

①整備の連携に関する事項

- ・漁港と漁場の一体整備
- ・関連施策との連携により効果を相乗的に高める取組の推進

②漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項

③国と地方の役割分担に関する事項

④工事の効率性の向上に関する事項

- ・入札、契約制度の見直しによる品質確保
- ・総合的な視点からのコスト縮減

⑤技術の開発に関する事項

- ・技術の開発・普及
- ・リサイクルの推進

⑥国民に開かれた事業制度に関する事項

- ・事業評価、政策評価の充実
- ・住民参加型の事業への展開

⑦民間活力の導入に関する事項

主な変更のポイント

I-④を踏まえ、漁港機能の集約化と既存の漁港施設の有効利用を推進する観点等を追加

品確法の改正等による入札・契約制度の見直し内容を反映

解決すべき課題や具体の技術開発目標を定める観点等を追加

行政事業レビューの結果(H28.6)等を踏まえ、国民に具体的でわかりやすい政策の目標を示していく観点等を追加

現行の基本方針の骨子

Ⅲ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

① 漁港漁場施設などの設計に関する事項

- ・ 漁港漁場施設などの規模と配置に関する事項
- ・ 漁港漁場施設の構造に関する事項

② 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項

- ・ 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序
- ・ 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法

主な変更のポイント

性能規定型の設計体系への移行等を踏まえて見直し

現行の基本方針の骨子

IV. 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

① 漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項

- ・自然環境に配慮した漁港・漁場の整備
- ・周辺の自然環境に対する配慮
- ・自然環境の修復と創造

② 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項

- ・良好な生活環境・労働環境の確保
- ・人と自然のふれあいの場の提供
- ・漁村の文化などに配慮した整備

③ 環境との調和の推進に関する事項

V. その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

① 都市と漁村の交流の促進に関する事項

② 高齢者・女性に配慮した整備に関する事項

- ・高齢者の活動に配慮した整備
- ・女性の参画に配慮した整備

③ 地域特性を踏まえた整備に関する事項

主な変更のポイント

I-④を踏まえ、交流促進策の強化に伴う内容の充実

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針

序 文

四方を海に囲まれた日本は、太古から海の恩恵を享受し、沿岸地域を中心として経済活動が営まれ発展してきた。水産業は、水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たすとともに、漁業地域の経済を支え、ひいては豊かな国民生活の基盤を支える重要な産業である。

漁港は、産業を支える社会基盤として、国民へ水産物を安定的に提供する役割を果たすとともに、漁港背後の漁村の住民の生命や財産の保全、国民の海洋性レクリエーションのニーズに対応した余暇空間の提供、更には災害時の救援物資の運搬拠点など多面的な機能を有している。

また、漁場は、水産物を供給する重要な機能を有しており、その整備を通じて、海洋の有するポテンシャルを活用し、水産資源の増殖を促すとともに、豊かな海洋環境の保全・創造に貢献している。

近年の水産業をめぐる情勢は、国際化の進展と水産物の世界的な需要の高まり、周辺水域における水産資源水準の低下などによる漁獲量の減少、水産物の消費流通構造の変化、漁業就業者の減少・高齢化の進行、国際的な燃油価格の大幅な変動、漁業用資材価格の上昇といった状況にあり、その結果、水産業を支える漁村の活力の低下を招いている。一方、消費者は、水産食品の品質・安全性に対し高い関心を示すようになってきている。

こうした中、東日本大震災による地震・津波により北海道から九州・沖縄までの太平洋沿岸域では、漁港・漁場・漁村、養殖施設や漁船などの水産関連の施設が甚大な被害を受けた。

これらの諸情勢に鑑み、東日本大震災の復旧・復興対策を推進するほか、今後発生が予測される大規模な地震・津波に備えて災害に強く安全な地域づくりを進めるとともに、漁港と漁場を一体的に整備する漁港漁場整備事業については、安全で効率的な水産物の安定供給を図りつつ、我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上に向けた取組及び環境の保全・創造を基軸に推進することとし、水産資源の適切な保全・管理と持続的な利用を基本とする政策と相まって、その着実な実施を通じて水産業を取り巻く諸課題に対応していく必要がある。

また、漁村は、漁業就業者などの生活の場としてのみならず、漁港と一体となって消費者に新鮮で安全な水産物を安定的に提供する拠点として重要な役割を果たしており、水産業を核として地域資源を活用した新たな産業活動に取り組む場としても期待されている。漁村において、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を活かしつつ、安全・安心で快適な漁村の形成が図られるよう総合的な振興を図る方向で

漁港漁場整備事業を推進することとし、さらには、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう推進する必要がある。

このような基本認識の下、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の2に基づき、ここに漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるものである。なお、この基本方針は、今後の経済・社会情勢の推移を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行う。

I. 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

漁港漁場整備事業の実施に当たっては、公共事業だけでなく非公共事業など関連施策との連携の強化、重要課題を絞り込むことによる集中的な整備の推進、既存ストックの有効活用、コスト縮減に留意の上、以下の重要課題について早期かつ確実に事業の効果が発揮されるよう努めていくこととする。

1. 災害に強く安全な地域づくりの推進

東日本大震災により被害を受けた地域は、全国屈指の豊かな漁場に恵まれ、全国の水産物供給において大きな役割を果たすとともに、他の地域の水産業も支える様々な機能を有するなど、我が国水産業において重要な地域である。この大震災では、北海道から千葉県にかけて漁港が被災するとともに、漁村や漁場も被害を受けている。このため、地域の水産業が早期に再開できるよう復旧・復興対策を推進していく。

また、今後大規模な地震・津波の発生が予想される地域においては、東日本大震災を踏まえ、漁港・漁村の防災・減災対策を強化していく。

(1) 被災地における漁港・漁村の復旧・復興

沖合漁業・遠洋漁業の基盤となる生産・流通の拠点漁港においては、全国流通に大きな役割を果たしていることから、一刻も早く漁業が再開されるよう、緊急的に復旧・復興事業を実施するとともに、高度衛生管理型荷さばき所・岸壁の整備、地震・津波に対応した防波堤、岸壁など更なる流通機能・防災機能の高度化を推進する。

沿岸漁業・養殖業や地域住民の生活の基盤となる漁港においては、漁港間の役割分担の下、機能の集約強化の取組を図りつつ、漁船の係留場所の確保や地盤沈下対策の実施など必要性の高い事業から着手する。

また、漁村の復興に当たっては、地元住民の意向を尊重しながら、高台への移転、集落地盤の嵩上げ、被災前の場所での再整備といった復興方針に応じた最善の防災力を確保する。その際、従前のコミュニティや慣習に配慮するとともに、地域資源の再発掘や再生可能エネルギーの活用による漁村の

エコ化を推進する。

(2) 全国の漁港の防災・減災対策の推進

地震・津波などの災害に対して脆弱性を有する漁港において、災害発生後の漁業の継続や早期再開を図るための外郭施設や係留施設の耐震・耐津波強化、漁港利用者の安全を確保するための避難路、避難施設などの防災対策を強化するとともに、減災計画の策定、継続的な避難訓練の実施など減災対策の推進に努めていく。

また、災害発生後においても水産物流通機能が確保されるよう、漁港間での支援ネットワークの構築や市場関係者などと連携しつつ、災害に強い産地づくりを推進していく。

(3) 安全な漁村の形成

漁港漁場整備事業の推進を通じて、災害に対する安全性の向上を図る。

具体的には、地震・津波などに対して漁業者、地域住民などの安全を確保するための避難場所などの整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備事業を推進していく。

2. 水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

水産物は、国民に対する良質なたんぱく質の供給源であるとともに、優れた栄養特性を有しており、国民の健康志向を背景に健全な食生活において重要な地位を占めている。国際的に水産物需要が高まる中で、水産食品の品質の高度化及び安全性の向上といった消費者ニーズに応え、多様性のある水産食品を安定的に提供するために必要な漁港の機能を強化するとともに、水産業を支える健全な漁村が形成されるよう、漁港漁場整備事業について以下の方向で推進していく。

(1) 流通拠点となる漁港の機能の強化

良好な漁場などから供給される水産物は、漁港などを通じて国民に提供されており、漁港漁場整備事業を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、流通・加工までの一貫した水産物供給システムの基盤を構築するものとして捉え、水産物の安定的な提供に貢献する方向で推進していく。

具体的には、水産物流通の集約と併せ市場機能の強化を推進するとともに、国民に安全で安心な水産物の提供が図られるよう衛生管理のための施設や管理運営体制の構築に向けた適切な対応や一次加工機能の充実に努めることにより、意欲のある地域の国際競争力や産地間競争力の強化に取り組む。

(2) 生産コスト縮減に向けた地域の中核的な漁港の機能の強化

水産物を将来にわたり安定して国民に提供していくためには、流通拠点となる漁港とともに、それを支える生産地として中核的な役割を担う漁港において生産コストの縮減や水産物の鮮度保持に努めていくことが重要である。

具体的には、中核的な漁港として水産物の陸揚げなどの機能の集約化を推進するとともに、集約化に伴いこれまで以上に漁港内での活動の輻輳化が懸念されることから、漁業活動に係る安全性に考慮しつつ、陸揚げ・出荷時間ロスの解消や蓄養水面など水産物の一時保管機能の確保などに取り組む。

(3) 既存ストックの機能保全によるライフサイクルコストの縮減

今後、多くの漁港施設及び漁場の施設（以下「漁港漁場施設」という。）が更新時期を迎えるため、その更新需要は大幅に増加するとともに、老朽化した施設の増大によるその機能低下が懸念される。このようなことから、これまでに蓄積されてきた漁港漁場施設の既存ストックの機能の適切な保全を図るため、長期的な視野に基づく予防保全的な対策を盛り込んだ戦略的な維持管理に取り組む。また、漁港漁場施設の機能保全に当たっては、利用者の安全、水産物の品質・衛生及び流通の確保に支障が生じないよう、的確な老朽化診断の下、適切な維持管理、長寿命化などの補修・改修工事を選択しライフサイクルコストの最適化に努めるとともに、必要な技術開発を行う。

(4) 漁村における環境の改善

漁業活動を支える場、水産業を核とした新たな産業活動に取り組む場として、地域の特性に応じた漁港漁場整備事業の推進を通じて、漁村の生活環境・労働環境の改善を図るとともに、良好な景観の形成を図る。

具体的には、地域住民などによる取組との連携の下、漁港・漁場への汚水などの流入負荷の低減や漁村の衛生環境の改善、漁業者の生活環境・労働環境の改善のための整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備事業を推進していく。

(5) 水産業を核とした意欲のある取組の推進

都市住民などにおいては、余暇活動や食への関心など、漁村への交流ニーズが高まっている。一方、漁村においては、新鮮な魚介類、豊かな自然や景観、波力、風力などの再生可能エネルギーなどの地域資源が豊富に存在しており、高齢者や女性をはじめとする地域住民や農林業などを含む地場産業との連携の下、これらの総合的な活用が、漁村の活性化を推進する上で重要な

課題となっている。

このため、漁業者自身が新鮮な魚介類や水産加工品を提供すること、遊漁やホエールウォッチング、ダイビングの案内を行うことなど、6次産業化の取組として、水産業を核とした地域がその特性を活かし意欲のある取組との連携を図りつつ、都市との交流を進め、活力あるコミュニティの形成に資するよう漁港漁場整備事業を推進していく。

3. 豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

水産資源の状況は、近年安定的に推移しているものの、低位にとどまっているものや悪化しているものがあることに鑑み、生態系全体の生産力の底上げを目指し、資源管理施策などとの連携を強めつつ、沿岸域はもとより排他的経済水域を含む沖合海域における水産資源の保護育成などの取組及び環境の保全・創造を積極的に推進していくこととする。また、人と自然のふれあいの場の提供や沿岸域の良好な環境の次世代への継承の観点から、沿岸域の環境の保全・創造が図られるよう以下の方向で漁港漁場整備事業を推進していく。

なお、漁場は様々な環境要因により機能を損ないやすいという問題があることから、自然環境や生物相の変化などにも適切に対応できるよう、モニタリングを継続的に実施し、その結果に応じて事業の実施方法や事業実施後の管理の在り方を見直していく、いわゆる「順応的管理手法」の導入により、より確実性の高い漁場の造成に努めていく。

(1) 栽培漁業や資源管理施策との連携の強化

水産生物は、成長過程で、また季節により、沿岸から沖合に至る多様な場所を移動・回遊している。このため、水産生物の生活史を把握し、成長段階に応じた生育環境及び生態系を良好な状態として保全していくことは、漁業の健全かつ持続的な発展を図る上で極めて重要である。そこで、沿岸から沖合に至る我が国周辺水域において、こうした環境の保全・創造に資するため、海域全体を広い視点で捉え、生育環境づくりとそのネットワーク化に配慮して事業の規模・配置を決定していくとともに、資源管理及び増殖効果の発揮に向けて、資源管理施策などとの確実な連携を図るものとする。

(2) 藻場・干潟の保全・創造

藻場・干潟は、重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚仔魚の成育などの資源生産の場としての機能や、有機物の分解、窒素、^{りん}燐などの栄養塩の取込みによる水質の浄化などの様々な機能を有しており、良好な沿岸域の環境を維持していくためには、藻場・干潟の保全・創造は極めて重

要である。このため、埋立てなどにより消失が進んだ藻場・干潟の回復を目指し、積極的に藻場・干潟の造成に努めていく。

II. 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

漁港漁場整備事業を効率的に実施していくため、Iの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、とりわけ経済効果の高い地域や事業目標の達成に意欲的に取り組む地域において重点的に事業を推進することにより、効率よく効果が発現されるよう努めていく。

1. 整備の連携に関する事項

(1) 漁港と漁場の一体整備

漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、流通・加工までの一貫した水産物供給システムの基盤として捉えていくことが重要であることから、漁港の整備と漁場の整備については、同一の計画の下、総合的かつ計画的に整備を推進していく。

(2) 関連施策との連携により効果を相乗的に高める取組の推進

漁港漁場整備事業については、漁業協同組合の合併、水産物産地市場の統合、栽培漁業の振興、湖沼などの内水面や藻場・干潟の生産力の改善を図るための技術開発を含む水産関係施策に加え、森林整備など川上から川下に至る一連の関連施策との連携を強力に推進することにより、相乗的な効果の発揮に努める。また、被災地においては、関係省庁と連携しながら、漁港などの復旧・復興を行う。さらに、国土や地域に関する他の計画や事業及び海上の安全に関する施策とも調整を図りつつ、計画的に推進していく。

2. 漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項

漁港は、消費者に安全で新鮮な水産物を安定的に提供するための水産物の生産・流通の拠点としての機能、つくり育てる漁業を支援する増殖及び養殖の拠点としての機能、台風、冬季風浪、地震、火山活動など自然災害に対する防災・避難の拠点としての機能、都市住民などに親水空間を提供する都市との交流の拠点としての機能、その他漁船の休けい・準備の場としての機能などを有していることから、漁港相互の役割分担と連携を強化することで、これら機能が早期に発現されるよう計画的に整備を行っていく。東日本大震災の被災地においては、漁港間の機能集約と役割分担に留意することとし、荷さばき所の整備

に当たっては、水産物流通機能の高度化を図っていく。

3. 国と地方の役割分担に関する事項

漁港漁場整備事業の推進に当たっては、国と地方の役割を引き続き見直していくこととする。地方の自主性を更に強化し、その役割を拡大していくことを基本とし、受益の範囲が限定されるなど地方で解決すべき課題については、地方の判断に委ねる一方、国は、国民への水産物の安定供給を図る観点から重要な課題に対し支援を行うとともに、排他的経済水域において漁場整備に取り組む。

4. 工事の効率性の向上に関する事項

(1) 入札・契約制度の見直しによる品質確保

公共工事は施工者の技術力などにより品質が左右されるため、個々の工事の内容に応じ、適切な技術力を持つ企業を選定することが必要である。このため、価格と品質を総合的に評価し落札者を決定することができるよう、入札・契約に関する手続の見直しを行い、工事の品質確保に努める。

(2) 総合的な視点からのコスト縮減

計画手法や設計基準の見直しなどにより工事コストの低減に努める。また、他事業との連携による機能の早期発現による工事の時間的コストの低減、更には再生可能エネルギーの活用や省エネに向けた漁港のエコ化の推進、漁港漁場施設の品質向上によるライフサイクルコストの低減など、総合的な視点からコスト縮減に取り組んでいく。

5. 技術の開発に関する事項

(1) 技術の開発・普及

研究機関などとの連携を図りつつ、漁港漁場施設の生産性・安全性・利便性・経済性の向上はもとより、自然との共生、未利用資源の活用、水産物の付加価値の向上、漁村の生活環境・労働環境の改善などを目指し、沿岸域の自然環境への影響の低減を図る構造物の整備技術、海域の基礎生産力の増大などを目的とした沖合域での漁場開発技術、清浄性などに優れ水産分野での利用に期待の高い海洋深層水の利用技術、安全で高鮮度の水産物を供給するための漁港における品質・衛生管理技術などについて、一層の開発と普及を行うとともに、構造物の設計技術の高度化を図るほか、漁港漁場整備事業に

係る技術者の育成を進めていく。

(2) リサイクルの推進

建設工事における廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を図るとともに、しゅんせつ土や水産系副産物の活用を推進することにより、例えば、水産資源の生育環境の改善に効果が認められる水産系副産物の有効利用を図るなど、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指していく。

6. 国民に開かれた事業制度に関する事項

(1) 事業評価、政策評価の充実

事業の計画から実施の過程に到るまで透明性及び客観性を確保し、より効率的、効果的な事業の執行を図るため、事業評価を実施していくなど、社会経済情勢の変化に対応した透明性の高い効率的な政策の実施、行政の説明責任の徹底、行政に対する国民の信頼性の向上に資するため、政策評価を実施していく。

また、ホームページなど国民が容易に公表内容入手できる方法を活用して、各地での意欲のある取組の事例などの情報提供に努めていく。

(2) 住民参加型の事業への展開

国民の価値観の多様化や行政の透明性・公平性の確保の観点から、広く住民からの意見を聴取する機会を設けるなど、当該意見を反映した計画の策定に努めていく。

7. 民間活力の導入に関する事項

漁港は、水産物の流通形態の多様化への対応や海洋性レクリエーション需要を踏まえた余暇空間の提供という機能が求められている。このことを踏まえ、漁港の効率的な整備や管理・運営が推進されるよう、行政財産の貸付制度や一定の条件の下公共施設用地において民間事業者による漁港施設の設置を可能とする制度の活用、地域の活性化に資するよう交流の促進を図るための施設、プレジャーボートの適切な受入れを行うなど既存の漁港施設の有効利用などによる漁港施設の積極的活用や指定管理者制度、PFI（民間資金等活用事業）の導入など、漁港漁場整備事業と民間事業との連携が円滑に図られる環境を整備していく。

Ⅲ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項

漁港漁場整備事業の施行に当たっては、漁港漁場施設などの設計における合理性、客観性及び説明責任の確保が求められており、それぞれの漁港漁場施設などの目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき能力である「性能」を明確にし、性能規定化に対応した設計を推進することが必要である。このため、施設の性能規定化により必要とされる性能を明示するとともに、規模、配置及び構造に関する事項について、よりの確で合理性の高い照査方法の確立に努めていく。その際、個々の漁港漁場施設などの性能の達成に加え、それらの総合体である漁港及び漁場が一体的に機能を発揮できるように配慮するものとする。

(1) 漁港漁場施設などの規模と配置に関する事項

漁港漁場施設の規模と配置は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の経済的・社会的条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境、漁場環境及び生活環境に及ぼす影響、工事や施設の維持管理に係る経済性、水産物の的確な品質・衛生管理、漁村の生活環境の整備との一体性を考慮して、漁港漁場施設の機能が効果的に発揮されるよう定めるとともに、次の各号に掲げる漁港漁場施設にあつては、当該各号に掲げる指針に適合するよう定める。

ア 外郭施設

外郭施設によって防護される漁港漁場施設の利用状況を考慮して、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

イ 係留施設

係留施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設の利用目的、漁港の区域内の水域や陸域の利用状況を考慮して、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

ウ 水域施設

水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

エ 輸送施設

漁港やその周辺の地域における交通の状況、水産物や漁業用資材の輸送量・輸送手段を考慮して、その機能を十分に発揮させるため適切なものと

する。

オ 漁港施設用地

漁港施設用地の利用目的、漁港やその周辺の地域の土地の利用状況を考慮して、漁港施設用地を敷地とする漁港施設の機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

カ 荷さばき所

漁獲物の量・種類や取扱い形態などによる荷さばき所の利用状況、野積場や製氷冷蔵施設などの関連施設との一体性を考慮して、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

キ 漁港環境整備施設

漁港の景観、漁港における就業者の労働環境、海洋性レクリエーションによる利用状況、周辺の地域の緑地・広場の整備状況を考慮して、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

ク 魚礁

対象生物の分布・行動などの生態、漁業や海況の実態を考慮するとともに、造成漁場の効率的な利用や的確な管理が行われるよう、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

ケ 増殖場

対象生物の生理・生態、餌料などを含む対象生物に適した生育環境や成長段階に応じた場のネットワーク化、漁業の実態、更には栽培漁業や資源管理のための当該海域における取組状況を考慮するとともに、造成漁場の効率的な利用や的確な管理が行われるよう、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

コ 養殖場

対象生物の成育に必要な水質・底質や水域の静穏の程度、造成漁場利用予定者の営漁状況を考慮するとともに、造成漁場の効率的な利用や的確な管理が行われるよう、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

また、漁場の保全のための事業の規模と位置は、地形、海象、水質、底質などの自然条件、周辺の自然環境及び漁場環境に及ぼす影響、しゅんせつ土などの処分方法、工事や施設の維持管理に係る経済性を考慮して、漁場の生産力の回復や水産資源の生育場の環境改善が適切に図られるよう定める。

(2) 漁港漁場施設の構造に関する事項

漁港漁場施設の構造は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境、漁場環境及び生活環境に及ぼす

影響、工事や施設の維持管理に係る経済性、水産物の的確な品質・衛生管理を考慮して、漁港漁場施設の機能と的確な工事の実施が確保されるよう定めるとともに、次のアからケまでに掲げる漁港漁場施設にあっては、当該アからケまでに定める指針に適合するよう定める。

ア 外郭施設

自重、水圧、波力、土圧、地震力、津波などの外力に対して構造耐力上安全なものとするとともに、外郭施設によって防護される漁港漁場施設の利用状況を考慮して、当該漁港漁場施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとするほか、波や風によって当該漁港漁場施設の機能が低下するおそれがあるときは、消波工、防風施設などによりこれを防止するものとする。

また、良好な天然の藻場が形成されている水域などでは漁港の良好な静穏性を水産動植物が成育できる場として積極的に活用を図ることとし、その生育環境に配慮した構造とする。さらに、水産物の品質・衛生管理への適切な対応がなされるよう外郭施設によって防護される水域の水質が低下するおそれが高い場合などには、当該水域外との海水交換に配慮した構造とする。

イ 係留施設

自重、水圧、波力、土圧、地震力、津波、載荷重、漁船などの船舶による衝撃・けん引力などの外力に対して構造耐力上安全なものとするとともに、係留施設を利用する漁船などの船舶の船型・接岸状況、係留施設における漁獲物の陸揚げや出漁準備などの作業の状況を考慮して、当該係留施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとする。

ウ 水域施設

水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、当該水域施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとするとともに、土砂の堆積により水域施設の機能が低下するおそれのあるときは、これを防止する措置を講じる。

エ 輸送施設

漁港やその周辺の地域における交通の状況、水産物や漁業用資材の輸送量・輸送手段を考慮して、当該輸送施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとする。

オ 漁港施設用地

漁港施設用地の利用目的を考慮して、当該漁港施設用地を安全かつ円滑に利用するため適切なものとする。

カ 荷さばき所

外力に対して構造耐力上安全なものとするとともに、漁獲物の量と種類、取扱い形態などを考慮して、その機能を十分発揮させるため適切なものとする。

キ 漁港環境整備施設

漁港環境整備施設の利用目的や利用者層を考慮して、漁港の環境の向上が図られるようにするとともに、当該漁港環境整備施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとする。

ク 魚礁

流体力、自重、設置時の衝撃力などの外力に対して構造耐力上安全なものとするとともに、造成漁場の円滑な利用や的確な管理を行うため適切なものとするほか、洗掘、埋没又は沈下により当該施設の機能が低下しないよう考慮する。

ケ 増殖場、養殖場又は漁場の保全のための事業により整備される施設

流体力、自重などの外力に対して構造耐力上安全なものとするとともに、造成漁場の安全かつ円滑な利用や的確な管理を行うため適切なものとするほか、洗掘、埋没又は沈下により当該施設の機能が低下しないよう考慮するとともに、船舶の航行に及ぼす影響についても考慮する。

2. 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項

(1) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序は、事業効果の早期発現の観点から、緊急性の高い施設の優先的な整備に配慮するとともに、工事中においても既存の漁港漁場施設の効率的な利用が図られるよう定める。

老朽化施設の更新に当たっては、施設単体ごとに実施の順序を定めるのではなく、例えば岸壁と背後施設の利用状況を踏まえた総合的な対策を検討するなど、施設の利用目的に応じて、その効果が十分に発揮されるものとなるよう定める。

(2) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境・漁場環境・生活環境に及ぼす影響、工事に係る経済性を考慮して、工事の安全かつ円滑な実施が確保されるよう定める。

IV. 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

1. 漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項

(1) 自然環境に配慮した漁港・漁場の整備

再生産可能な水産資源の持続的な利用や豊かな自然環境の次世代への継承のため、漁港漁場整備事業の実施に当たっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握に努めることで影響の低減に資する漁港漁場施設づくりを推進していく。特に、漁港施設用地の造成に当たっては、事前にその必要性について十分に検討を行うこととし、造成を行う場合にあっては藻場・干潟などへの影響が懸念される場合には同等規模の代替措置を講ずるよう努める。加えて、漁港漁場整備による二酸化炭素の固定・排出削減効果の検証・発揮に向け取り組んでいくほか、漁港のエコ化を推進し、エネルギー使用量の削減、化石燃料使用量の削減、再生可能エネルギーの活用により、漁業活動に伴い排出される二酸化炭素量の削減に取り組む。

(2) 周辺の自然環境に対する配慮

漁港漁場整備事業により海流の変化などが生じ、周辺の自然環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、その実施に当たって、関係者と連携しつつ、総合的な観点から自然環境への影響に配慮していく。

(3) 自然環境の修復と創造

効用の低下している漁場の生産力の回復や磯焼けの発生などにより水産資源の生育場の環境を修復する必要がある場合には、水産生物の成長段階に応じた場のネットワーク化に配慮しつつ、覆砂、しゅんせつ、着定基質の設置などにより底質の改善、藻場・干潟の造成などを行うとともに、集落排水施設の整備との計画上の整合性に配慮しつつ浄化施設を整備することなどにより、漁港・漁場の水域環境の保全を図っていく。また、漁場環境の保全・創造と基礎生産力の向上を目的とした、水産動植物を育む藻場・干潟の造成などによる「海の森づくり」を積極的に推進していくなど、自然環境の変化にも柔軟に対応しつつ、自然環境の創造に重点的に取り組んでいく。

2. 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項

(1) 良好な生活環境・労働環境の確保

漁村は、その立地特性から、防災上の課題や衛生面での課題を抱えているものが多い。このため、漁村の生活環境の改善が図られるよう、漁村における集落排水施設、集落道、防災安全施設、情報関連施設などの整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備を推進する。

また、漁業が厳しい自然環境下での作業を必要とするものであることから、浮体式係船岸、防風・防暑・防雪施設などの整備により、作業の安全性の向上や労力の軽減など、労働環境の改善に努めていく。

(2) 人と自然のふれあいの場の提供

漁港は海とのふれあいの場を提供し、国民の海洋性レクリエーションの要請に対応する機能を有している。このため、漁港の整備については、人と自然のふれあいの場の提供にも配慮していく。

(3) 漁村の文化などに配慮した整備

漁村の多くは、伝統文化を受け継ぎ、良好な自然環境を有していることから、これらに配慮した漁港漁場整備事業を推進し、国民の心の豊かさと安らぎの場を確保していく必要がある。

このような観点から、地域特有の自然条件、社会条件などを活かしつつ、歴史的・文化的祭りや生活様式に配慮した施設、良好な漁村の景観形成に資する施設などの整備を推進していく。

3. 環境との調和の推進に関する事項

漁港周辺には、豊かな自然環境及び良好な生物の生育環境が形成されていることから、周辺の環境との調和への配慮を行うため、環境への影響の評価を行うとともに、必要に応じモニタリングの実施に努める。

また、環境への影響が予測される場合には、その影響の低減に努めていく。

V. その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

1. 都市と漁村の交流の促進に関する事項

国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進が図られるよう、広場、遊歩道、釣り桟橋などの交流に資する施設の整備を推進していく。

2. 高齢者・女性に配慮した整備に関する事項

効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成や確保に資するため、漁港漁場整備事業においては、漁港における労働環境や漁村の生活環境の改善を推進していく。特に、水産業における高齢者の活動や女性の参画の促進を図っていく。

(1) 高齢者の活動に配慮した整備

漁村における高齢者は、豊富な知識・経験や熟達した技術を有しており、地域の取りまとめ役としての役割を担っている。漁村の高齢者が、生涯現役として生きがいを持って漁業活動が可能となるよう、生活環境及び労働環境の整備においてバリアフリー化を積極的に導入するなど、高齢者に配慮した施設整備を推進していく。

(2) 女性の参画に配慮した整備

漁村における女性の活動は、漁業生産活動のみならず、魚食普及、海浜清掃、健康管理、植林など地域生活に係る活動全般にわたっている。漁業就業者の高齢化の進行や後継者不足が深刻化する中で、漁村の女性の役割は、従来にも増して重要になっており、女性が安定的に水産業及びこれに関連する活動に参画できるよう、重労働の軽減化、安全性の確保、トイレや休憩所の整備などを推進していく。

3. 地域特性を踏まえた整備に関する事項

日本列島は、南北に長く、離島や半島などの条件不利地域、積雪寒冷地、潮位差の大きい地域、台風などの災害を受けやすい地域など、様々な自然条件を持った地域が存在しており、また、水産資源の状況についても地域差があることから、それぞれの地域の特性に十分配慮した整備を行っていく。特に離島では、漁港は水産物の生産・流通の拠点としての機能だけではなく、日常生活物資の搬入などの生活の拠点としても機能していること、水産業が基幹産業として地域経済の重要な位置を占めているものの、流通面で不利なことなどの地域特性を有することから、これらに配慮した施設の整備を推進していく。

漁港漁場整備長期計画

平成 2 4 年 3 月

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の3の規定により、平成24年度から平成28年度までの漁港漁場整備長期計画を次のように定める。

第1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方

東日本大震災の地震・津波により、北海道から千葉県までの太平洋沿岸域の漁港・漁村に広範囲かつ甚大な被害が発生した。今回の大震災の被災地は、豊かな漁場に恵まれ、全国の水産物供給において大きな役割を果たすなど我が国水産業において極めて重要な地域であることから、災害復旧事業等と一体的かつ計画的な漁港漁場整備事業の推進により、漁港・漁村の早期復興を果たす必要がある。加えて、今後、大規模な地震や津波の襲来が懸念される全国の漁港・漁村においては、今回の大震災の経験を踏まえた防災力の強化による安全性の確保が重要である。

一方で、我が国全体の水産業をめぐる情勢をみると、一部の水産資源では低位のものや悪化しているものが見られ、漁業就業者の減少や高齢化が進行する中、食生活においては、食品の安全・安心や品質・衛生管理に対する消費者の関心が高まっている。

こうした状況下にあつて、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、生産の場としての漁場の保全・創造のみならず、生態系全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の生育の場等としての機能の強化・充実と水域環境の改善を図ることが喫緊の課題となっている。

また、新鮮かつ良質な国内水産物にあつては、消費者ニーズの変化に対応した集出荷体制を構築していくことが重要であるとともに、水産物需要の増加が見込まれる海外の市場に対する我が国水産物の輸出体制の構築を図り、水産業の国際競争力の向上を図っていくことが必要である。

さらに、水産物の安定供給を担う基盤であり、漁業就業者等の生活の場である漁村においては、その活力を維持・増大させていくための生活・労働環境の改善を一層推進していくことが重要である。

以上の点を踏まえ、今後5年間に重点的に取り組むべき課題を以下の3課題とし、漁港漁場に加えて漁村も併せ、総合的かつ計画的な整備を推進することとする。整備の推進に当たっては、水産基本計画との密接な連携の下、資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理の推進、水産物の輸出促進などとも歩調を合わせつつ、戦略的に推進していくこととする。また、地域の特性に応じて、環境と

の調和や水産業・漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう配慮していく必要がある。

- (1) 災害に強く安全な地域づくりの推進
- (2) 水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進
- (3) 豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

第2 実施の目標及び事業量

水産基本法（平成13年法律第89号）の理念に基づき、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図るとともに、東日本大震災からの復旧・復興及び全国の漁港・漁村の防災・減災対策を推進することを目的として、第1に掲げる重点課題に対する総合的かつ効率的な事業を実施することにより、おおむね5年後を目途に、成果を発現させることとする。

あわせて、計画期間における漁港漁場整備事業の事業量は、整備する対象を重点化し、次のとおりとする。

1 災害に強く安全な地域づくりの推進

(1) 実施の目標

ア 東日本大震災の被災地における漁港・漁村の復旧・復興

漁港の復旧・復興に当たっては、漁港間での機能集約と役割分担の取組を図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に回復させる。

漁港の復旧に当たっては、全国的な拠点漁港及び地域水産業の拠点となる漁港については、平成25年度末までに漁港施設等の復旧をおおむね完了させる。なお、被害が甚大な漁港については、同時期までに一定の係留機能等の確保を、平成27年度末までに漁港施設等の復旧をおおむね完了させる。

その他の沿岸漁業・養殖業の基地等となる漁港については、漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から必要な施設を選定し、平成27年度末までに漁港施設等の復旧をおおむね完了させる。

また、漁港の復旧に併せ、全国的な水産物の生産・流通の拠点となる漁港については、流通・加工機能の強化と効率化、漁港施設用地の嵩上げなどの地盤沈下対策、地震・津波に対する防波堤、岸壁等の機能強化を推進する。

地域水産業の生産・流通の拠点となる漁港については、周辺漁港の機能の一部を補完することに留意しつつ、市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等を推進する。

漁村の復興に当たっては、地元住民の意見を尊重するとともに、漁村の被害状況や復興状況に応じた防災力の強化や生活環境の改善を図る。

イ 東日本大震災を踏まえた災害に強く安全な地域づくり

東海・東南海・南海地震等の大規模な地震・津波の発生による被害が、今後、予測されている地域においては、東日本大震災の経験を踏まえ、避難対策や水産業関連事業の継続または早期再開のための対策とともに、外郭・係留施設の構造強化、避難施設等の整備を推進する。

また、災害発生時に避難地となる緑地・広場施設等の整備との一体性を考慮した漁港漁場整備事業を推進することにより、漁港・漁村の防災力の向上を図る。

(2) 目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港のうち、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港の割合を、20%（平成21年度）からおおむね65%に向上させる。

地震防災対策強化地域等に立地する漁村における漁港漁場整備事業の推進により地震や津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率を、44%（平成21年度）からおおむね80%に向上させる。

（注1）「水産物の流通拠点となる漁港」とは、主要な水産物の産地市場を開設している漁港をいう。

（注2）「地震や津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率」とは、漁業依存度や漁家の割合が高い漁村において必要とされる地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく緊急輸送を確保するために必要な漁港施設等が確保された漁村の人口の割合をいう。

(3) 事業量

災害発生時の水産業の継続や早期再開のための漁港・漁村の防災機能の強化

を図るため、次の事業を実施する。

ア 水産物の流通拠点となる漁港において、漁港施設の耐震化の推進を図る漁港として、おおむね40漁港を整備する。

イ 漁港漁場整備を推進することにより漁村の防災機能の強化を図る地区として、おおむね400地区を整備する。

2 水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

(1) 実施の目標

水産物の生産から陸揚げ、流通・加工までの一貫した供給システムの構築に当たり、生産コストの縮減や鮮度保持対策、衛生管理対策に重点的に取り組む水産物の流通拠点となる漁港への重点化を図ることにより、輸出の促進や輸入水産物に対する我が国水産物の国際競争力の強化と消費者に信頼される水産業づくりの実現を図る。あわせて、水産物の安定的な提供に向けた漁港機能の適切な保全のため、既存の漁港施設の計画的な補修・改修に努める。

また、水産業を核として、漁村や漁港が有する伝統・文化・景観や再生可能エネルギーなどの魅力的な地域資源等を活用して新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組を推進するとともに、漁業集落排水施設や緑地・広場施設等の整備との一体性を考慮した漁港漁場整備事業を推進することにより、漁村の生活・労働環境と漁港・漁場の水域環境の改善を図る。

(2) 目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、漁港漁場整備事業を通じた高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を、29%（平成21年度）からおおむね70%に向上させる。

漁業活動に必要な漁港施設の機能を適切に保つことができるよう、漁港施設の老朽化対策を計画的に実施することが可能な漁港の割合を、11%（平成21年度）からおおむね100%に向上させる。

漁港・漁場の水域環境の改善を図る中で、漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を、49%（17万人）（平成21年度）からおおむね65%（おおむね24万人）に向上させる。

(注1)「漁港施設の老朽化対策を計画的に実施することが可能な漁港」とは、今後10年以内に耐用年数を迎える係留施設を有する漁港をいう。

(注2)「漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率」とは、污水处理施設の整備に関する都道府県の構想における漁業集落排水施設の整備対象人口に対して同施設を利用できる人口の割合をいう。

(3) 事業量

水産物流通の構造改革を推進しつつ、水産物の安定供給体制を構築していくことを目的として、次の事業を実施する。

ア 水産物の流通拠点となる漁港にあっては、おおむね100漁港で陸揚げ・荷さばき時の漁獲物の衛生的な取扱いに対応した岸壁・荷さばき所等を整備するとともに、水産物の流通拠点と一体となって中核的に生産活動等が行われる地区については、おおむね240地区で、作業の安全性・効率性の向上や水産物の保管機能の向上のための整備を実施する。

イ おおむね600漁港で漁港施設の機能保全計画を策定する。

ウ おおむね200地区で漁業集落排水処理施設を整備する。

(注)「漁港施設の機能保全計画」とは、漁港施設の老朽化対策として機能を保全するために必要な漁港施設の補修・改修を盛り込んだ計画をいう。

3 豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

(1) 実施の目標

資源管理等との連携を図りつつ、水産生物の生活史に配慮した漁場整備に努めることにより、良好な生息環境空間の創出を図る。その際、水産生物の生息場ネットワークの構築が図られるよう、地方公共団体間の広域的な連携やモニタリングの実施とその結果に応じた対策を推進する。また、効率的な漁業活動に資するよう、周辺の漁港との一体的な漁場整備に配慮する。

(2) 目指す主な成果

水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための漁場再生及び新規漁場整備により、おおむね11万トンの水産物を新たに提供する。

(3) 事業量

我が国周辺水域において、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、次の事業を実施する。

ア 水産生物にとって良好な生息環境空間を創出するための計画に基づく整備をおおむね20海域で推進する。

イ おおむね6万haの魚礁や増養殖場を整備する。

ウ おおむね23万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進するとともに、おおむね5,500haの藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生育環境を新たに保全・創造する。

第3 留意事項

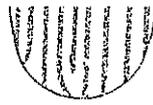
事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下の点に留意して事業を実施するものとする。

- 1 施策連携の強化による効果を相乗的に高める取組の推進
 - (1) 生産から陸揚げ、流通・加工、販売の各段階に至る水産関連施策との連携の推進
 - (2) 道路、河川、港湾、海岸等の整備事業を含む社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画など他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携の推進
 - (3) 東日本大震災の被災地における災害復旧事業等関連事業との連携の推進
- 2 国と地方の役割に応じた取組の推進
- 3 効率的かつ効果的な事業を実施するための施策の集中化・重点化の一層の推進
- 4 既存ストックの有効活用
- 5 循環型社会の構築に向けた取組の推進
- 6 民間資金・能力の活用
- 7 事業評価の厳正な運用と透明性の確保
- 8 公共工事の品質確保とコスト縮減の適切な実施

なお、本計画については、経済社会の動向、財政状況、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、漁港漁場整備法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。

水産政策審議会漁港漁場整備分科会
開催スケジュール(案)

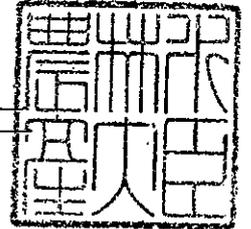
年 月	項 目
平成28年7月22日	○第1回 ・漁港漁場整備基本方針の変更及び次期長期計画の策定についての諮問 ・現行計画の進捗状況 ・現状の課題や今後の施策の方向等について検討
11月1日	○第2回 ・漁港漁場整備基本方針の変更の視点 ・次期長期計画構成案等について検討
平成29年1月	○第3回 ・漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の見直し(原案) ・次期長期計画骨子(案)の検討
2月	○第4回 ・漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の見直し(原案)の修正 ・次期長期計画(原案)の検討
3月	○第5回 ・漁港漁場整備基本方針及び次期長期計画策定についての答申
3月下旬	○閣議決定 (水産基本計画と同日)



28水港第2272号
平成28年11月1日

水産政策審議会
会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 山 本 有



漁港施設としてみなされる施設の指定について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第40条第2項
の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第270号 漁港施設としてみなされる施設の指定について
(別添資料5)

漁港施設としてみなされる施設の指定について

平成二十八年十一月一日

水産政策審議会
第三十七回漁港漁場整備分科会諮問事項

水産庁

目次

一 諮問事項 1

漁港施設としてみなされる施設の指定について 諮問第二百七十号 2

二 参考資料 7

(一) 施設の所在地を示す図面及び当該施設の平面図 8

一 諮 問 事 項

漁港施設としてみなされる施設の指定について

都道府県名	鳥取県
漁港の名称	境
漁港の種類	特定第三種
所在地	境港市昭和町七番五及び七番六
漁港施設とみなされる施設	<p>冷凍及び冷蔵施設 鉄骨平屋建一棟 四千九百四・五五平米 保管用冷蔵庫 四千屯 鮮魚用冷蔵庫 二百六十三屯 凍結用冷凍庫 六十屯／十八時間 附帯施設 セクター二基 セレクター上屋二棟 脱パン機一基 舗装一式</p>
漁港施設とみなされる施設として指定する事由	<p>境漁港は、鳥取県境港市に所在し、鳥取県西端に延びる弓ヶ浜半島と島根半島に囲まれた境水道に位置する鳥取県が管理する特定第三種漁港であり、昭和二十八年十二月二十八日農林省告示第九百二号で漁港の指定を受けた。</p> <p>平成二十六年の港勢では、地元の鳥取県漁業協同組合の組合員及び漁業協同組合JFしまねの組合員が主な利用者となり、利用漁船は、三百三隻、平成二十六年の属地陸揚量は約十一万六千トンで全国第四位、属地陸揚金額は約百九十二億円で全国第四位となっている。</p> <p>境港地域においては、大規模流通・輸出拠点漁港を核として、一貫した高度衛生管理の下、集荷や保管等に必要な施設等を一体的に整備して、水産物の付加価値を高め、安全・安心な水産物の安定供給を図ることとしている。このため、境漁港においては、平成二十六年十月に特定漁港漁場整備計画を策定し、高度衛生管理型市場の整備等を進めているところである。このうち、まき網漁業による漁獲物の陸揚げを行う三号及び五号上屋は高度衛生に対応した市場整備として平成二十九年十月に完成が見込まれている。</p> <p>政府は本年八月二日に「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定し、その取り組み施策として二十一世紀型のインフラを整備することとしており、このうち農林水産省関係では、環太平洋</p>

洋パートナースhip (TPP) 協定の発効を見据えて、農林水産物・食料の輸出促進や競争力の強化など「攻めの農林水産業」の実現に向けた基盤となるインフラ整備等をハード・ソフト両面から進めることとされた。

これをうけて、水産庁では、平成二十八年十月十一日に成立した第二次補正予算により、大規模流通・輸出拠点となる漁港において早急に水産物の輸出環境を整備する「水産物輸出促進緊急基盤等整備事業費」七十五億円を計上している。

境港地区における輸出の主力はまき網漁業によるアジやサバ等であるが、現在、漁獲物の処理に必要な冷凍及び冷蔵施設が、不足している。当該地区における冷凍処理能力は一日当たり千トン程度であるが、大量の陸揚げが続くと、冷凍処理能力の不足から、他地区への移送や操業自粛を行わざるを得ず、これにより、操業機会の喪失のみならず、輸出対象魚種の安定供給にも支障が生じている。このため、冷凍及び冷蔵施設整備による冷凍処理能力の向上が境港地区における喫緊の課題となっている。

このような状況において、第二次補正予算による水産庁事業を活用して、「輸出促進や競争力の強化」の実現に向け、漁業協同組合JFしまねが冷凍及び冷蔵施設の整備を計画している。整備内容は、冷凍及び冷蔵施設として、鉄骨平屋建一棟約四千九百平米を整備し、冷凍された漁獲物を四千トン保管冷蔵する保管用冷蔵庫、漁獲物を入れるタンク等を二百六十三トン冷蔵できる鮮魚用冷蔵庫及び十八時間で六十トンの漁獲物が凍結可能な冷凍庫を

備える計画である。また、これらの附帯施設として、凍結する漁獲物の大きさを選別するセクター、その上屋及び冷凍庫から冷蔵庫へ保管替えする際に凍結パンを外す脱パン機等を計画している。

当該施設は、境漁港の高度衛生管理型市場と合わせて一体的に整備・運営することで、衛生的な環境で扱われた水産物の安定供給に対応するとともに、境漁港における漁獲量の増加及び輸出货量の増加に繋がる漁港の機能上重要な施設であり、境港地区における冷凍及び冷蔵施設の不足という課題に対処するため、一連の漁港施設として整備及び維持管理する必要があるものである。

しかし、冷凍及び冷蔵施設は、漁港区域の外に計画されており、通常、漁港施設とするにはこれを漁港区域に編入すべく、漁港漁場整備法第六条による漁港区域の変更の指定をすることが必要となる。この指定を行うためには、同法第六条に基づき、港湾管理者をはじめ、関係地方公共団体等の関係行政機関と調整が必要とされている。

当該変更を行う場合、地元調整や国土交通省との協議等の後に漁港区域の変更を行うこととなるが、一般の境漁港にかかる変更については、地元での調整に四ヶ月程度、その後の法定協議等に二ヶ月程度を要し、その後に漁港の区域の変更がなされることとなる。この場合、漁港区域の変更時期は本年度末と見込まれ、それまでの間は漁港区域外にある施設を漁港施設とすることができないため、水産庁の補助事業を活用することができず、計画した

<p>平成二十九年十一月からの機能發揮が困難となる。</p> <p>水産庁事業の活用により冷凍及び冷蔵施設の設計から工事まで行う場合には、設計に約四ヶ月、工事に約七ヶ月の計十一ヶ月を要するため、逆算すると本年十一月には速やかに設計業務に着手し、年度内には工事に着手する必要がある。</p> <p>このようなことから、同法第四十条第二項による漁港施設とみなされる施設として農林水産大臣が指定することで、水産庁の補助事業の採択による計画通りの冷凍及び冷蔵施設の整備・運営を可能とし、境港地区における水産物の輸出促進と競争力強化に向けた早期の事業効果発現を図ろうとするものである。</p> <p>漁港施設とみなされる施設の指定を行うことによる法的効果は、漁港漁場整備事業の対象となり、同法第六条による指定によって漁港の区域内の施設が漁港施設として特定される場合と同様の意義を有するものである。</p> <p>なお、今回は計画通りの事業効果發揮のため、時限的な措置として、漁港施設とみなされる施設として指定の手法を行うものあり、今後、地元関係者間での調整、農林水産省と国土交通省との協議等を経て、今年度末までを目途に漁港の指定内容の変更告示がなされるよう手続を進めることとしている。</p>

二 参 考 资 料

(一) 施設の所在地を示す図面及び当該施設の平面図

施設の所在地を示す図面

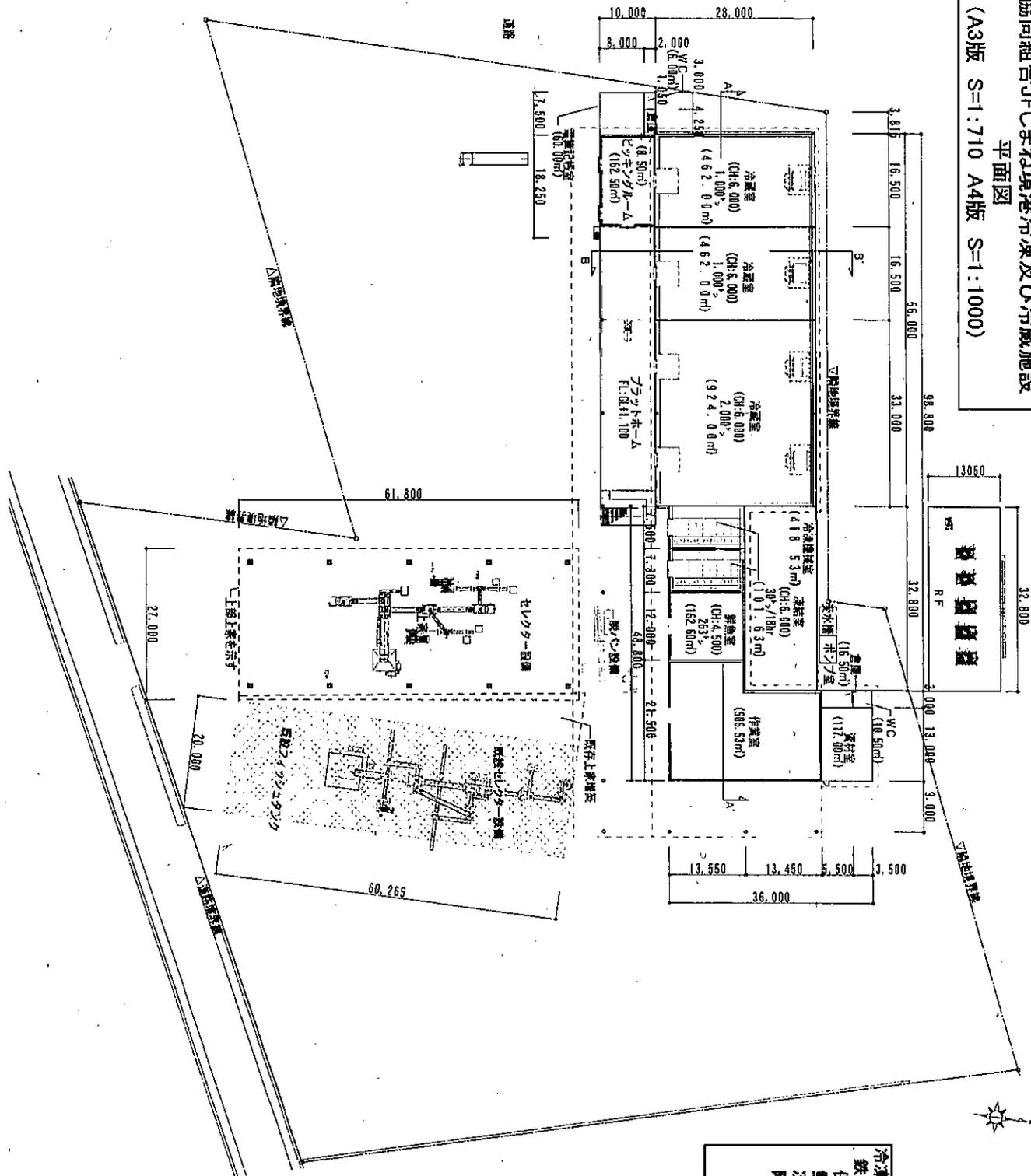
S=1/10,000



漁港区域

漁港施設としてみなされる
施設の設置範囲

漁業協同組合JFしまね港湾冷凍及び冷蔵施設
 平面図
 (A3版 S=1:710 A4版 S=1:1000)



冷凍及び冷蔵施設	鉄骨平屋建	1棟	4,904.55m ²
保管用冷蔵庫	4,000t		
鮮魚用冷蔵庫	263t		
凍結用冷凍庫	60t/18h		
附属施設	セリクター	2基	
	セリクター	上座2棟	
	脱氷機	1基	
	舗装	1式	

平成二十八年十一月一日

水産政策審議会第三十七回漁港漁場整備分科会
諮問事項に関する参考資料

水産庁

資料目次

一	漁港施設としてみなされる施設の指定に関する資料	1
(一)	漁港施設とみなされる施設に係る漁港の一覧表	1
(二)	漁港施設とみなされる施設に係る漁港の港勢一覧表	2
二	都道府県別漁港管理者別漁港数調	4
三	漁港漁場整備法及び漁港漁場整備法施行規則の抜粋	6

一 漁港施設としてみなされる施設の指定に関する資料
 (一) 漁港施設とみなされる施設に係る漁港の一覧表

鳥取県	都道府県名
さかい境	漁港の名称
特定第三種	漁港の種類
境港市	所在地
昭和二十八年十二月二十八日	漁港指定年月日
鳥取県	漁港管理者名

(鳥取県調べ)

地 元 漁 船 平成26年末現在				地元漁船以外の利用漁船 平成26年末現在			
階層別	隻 数	トン数	平 均 トン数	隻 数	トン数	平 均 トン数	県内外別
動力船計	隻	トン	トン	隻	トン	トン	県内 19隻 県外 48隻
～5	154	368.3	2.4	2	9.3	4.7	
5～10	26	210.5	8.1	8	75.7	9.5	
10～20	28	476.0	17.0	12	228.0	19.0	
20～50	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
50～	27	5,584.0	206.8	45	6,784.1	150.8	
無動力船	1	1.1	1.1	0	0	0	
合 計	236	6,639.9		67	7,097.1		

(二) 漁港施設とみなされる施設に係る漁港の港勢一覧表

都道府 県 名	漁港名	種類	所在地	漁業協同組合員数 平成27年度末現在	
				名 称	組 合 員
鳥取県	境漁港	特定第3種	境港市	鳥取県漁業協同組合	総 107 正 64 准 43

注) 上記の他、漁業協同組合JFしまねの組合員等の一部も境漁港を利用している。
 平成27年度末現在の総組合員数は8,558人(正組合員数2,775人、准組合員数
 5,783人)

平成28年 4 月 1 日現在

第3種		第4種		総計			
漁港管理者		港数	漁港管理者		港数	漁港管理者	
都道府県	市町村		都道府県	市町村		都道府県	市町村
18		20	20		244	244	
4		3	3		90	43	47
4		1	1		111	31	80
5		1	1		142	27	115
1		1	1		22	10	12
		1	1		15	6	9
2					10	10	
5					24	10	14
8		2	2		69	19	50
		6	6		23	21	2
2					25	2	23
2		2	2		64	16	48
2					16	5	11
2		3	3		69	8	61
1		1	1		45	7	38
3	1	2	2		49	8	41
3		1	1		34	11	23
3		3	3		73	12	61
					20		20
1		1	1		33	2	31
					13	12	1
2	1				53	14	39
4		2	2		94	7	87
2					18	4	14
4		3	3		83	28	55
					26	13	13
1					46	14	32
3		3	3		97	7	90
1		1	1		29	13	16
					92		92
	3	2	2		195	2	193
4		1	1		88	27	61
	1	2	2		65	6	59
2					46	5	41
5		10	10		281	51	230
1					103	16	87
2		2	2		110	12	98
5		2	2		23	23	
5		16	16		139	45	94
1		7	7		87	28	59
108	6	99	99		2,866	819	2,047

二 都道府県別漁港管理者別漁港数調

	第1種			第2種			港数
	港数	漁港管理者		港数	漁港管理者		
		都道府県	市町村		都道府県	市町村	
北海道	170	170		36	36		18
青森県	59	12	47	24	24		4
岩手県	83	3	80	23	23		4
宮城県	115		115	21	21		5
秋田県	14	2	12	6	6		1
山形県	12	3	9	2	2		
福島県	2	2		6	6		2
茨城県	19	5	14				5
千葉県	47	4	43	12	5	7	8
東京都	16	14	2	1	1		
神奈川県	19		19	4		4	2
新潟県	47		47	13	12	1	2
富山県	10	1	9	4	2	2	2
石川県	55		55	9	3	6	2
福井県	35		35	8	5	3	1
静岡県	34		34	9	3	6	4
愛知県	17		17	13	7	6	3
三重県	44	1	43	23	5	18	3
滋賀県	20		20				
京都府	20		20	11		11	1
大阪府	11	10	1	2	2		
兵庫県	36	2	34	14	10	4	3
和歌山県	77	1	76	11		11	4
鳥取県	14		14	2	2		2
島根県	55		55	21	21		4
岡山県	16	4	12	10	9	1	
広島県	27	1	26	18	12	6	1
山口県	57		57	34	1	33	3
徳島県	16		16	11	11		1
香川県	86		86	6		6	
愛媛県	168		168	22		22	3
高知県	73	14	59	10	8	2	4
福岡県	42		42	20	4	16	1
佐賀県	34	1	33	10	2	8	2
長崎県	237	7	230	29	29		5
熊本県	81	3	78	21	12	9	1
大分県	89	1	88	17	7	10	2
宮崎県	11	11		5	5		5
鹿児島県	94		94	24	24		5
沖縄県	72	13	59	7	7		1
	2,134	285	1,849	519	327	192	114

三 漁港漁場整備法及び漁港漁場整備法施行規則の抜粋

○漁港漁場整備法（昭和二十五年五月二日法律第百三十七号）（抄）

第六章 雑則

（漁港施設とみなされる施設）

第四十条 第三条に掲げる施設であつて、第六条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて指定したものは、これを漁港施設とみなす。この場合において、農林水産大臣は、認可をしようとするときは、水産政策審議会の議を経なければならない。

2 第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が水産政策審議会の議を経て指定したものは、これを漁港施設とみなす。

3 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、前二項の規定により施設の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

○漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年七月十七日農林省令第四十七号）（抄）

第十九条 法第四十条第一項の規定に基づき漁港施設とみなされる施設の認可を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称
- 二 認可を受けようとする施設の所在地
- 三 認可を受けようとする施設の種類、名称及び構造
- 四 認可を受けようとする施設の所有者及び管理者
- 五 漁港施設とみなす必要があるとする理由

2 前項の申請書には、認可を受けようとする施設の所在地を示す図面及び当該施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面を添付するものとする。